

【第4期：令和3年度～】

北見市地域福祉計画の策定に関する基本方針

北見市地域福祉計画は、平成18年2月に「第1期計画」を策定し、その後の市町合併に応じた必要な見直しを加え、平成21年3月に「【改訂版】第1期計画」、平成23年3月には「第2期計画」、平成28年3月には「第3期計画」を策定したところです。

この「第3期計画」は、令和2年度をもって計画期間を満了することから、社会福祉法の改正及び地域を取り巻く社会環境や生活課題の変化を踏まえつつ「第4期計画」の策定を行なうこととします。

この基本方針は、計画策定の基本的な考え方を示したもので、市民及び庁内への説明資料として作成したものです。

1. 計画策定の基本的な考え方

- 現行計画策定後、地域福祉に関連する様々な法や制度が設けられており、これらとの整合性を図りながら計画の策定を進めます。

○社会福祉法（抜粋） ※下線部分～平成30年4月1日施行の改正箇所

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

- 今回の策定作業では、上記のとおり大幅な法改正等があったことから、現行計画の基本理念は維持しつつ、基本目標以下は、これまでの計画で目指してきたものを尊重しながら、上記法改正や国から示された指針等に基づき再整理したうえで計画の策定を進めます。
- また、国の策定ガイドラインにおいて、いわゆる「上位計画」として位置付けられたことから、北見市の他の基本計画と同程度の計画期間（10年）にするとともに、上位計画を基に具体的な事業が展開できるよう、地域福祉に関する行政施策の大きな方向性を示す計画として整理します。
- 「まちづくり基本条例」は、まちづくりを進める上での最高規範と位置づけられる条例であることから、この条例の趣旨を十分に尊重し、この条例に定める事項との整合性を図りながら計画の策定を進めます。
- アンケート調査やパブリックコメントなどにより、地域住民の意識の変化や地域福祉に関する意見の把握に努めます。
- 施策の方向性に対する具体的な事業については、進捗状況及び成果の点検を行い、事業の取捨選択や見直しなどにつなげます。

2. 計画策定の趣旨

- 「地域福祉」とは、すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの取り組みです。
「市町村地域福祉計画」は、地域における支えあい、助けあいの仕組みづくりの道筋を示すとともに、地域福祉の総合的、計画的な推進を図るために策定される社会福祉法に基づく行政計画です。(努力義務規定)
- 今日の少子高齢化、要配慮者や避難行動要支援者への支援、子どもや高齢者等への虐待、一人暮らし高齢者の孤独死、特に地域における人間関係の希薄化や相互扶助機能の弱体化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、個別施策での対応では解決できない複雑な生活課題や地域課題が増加しています。
- また、高齢者の介護を高齢者が行う「老老介護」や認知症患者の介護を認知症の家族が行う「認認介護」、育児と同時に親などの介護が重なる「ダブルケア」の問題、80代の親と50代の子どもが世帯ごと困窮する「8050（はちまるごーまる）問題」など、新たな社会問題も顕在化してきています。
- こうした状況の中、障がいの有無や性別、年齢などに関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくりや、住民相互のつながりを強め、互いに思いやりをもって支えあうまちを築いていくことが今、より一層強く求められています。
- 一方、国では「地域共生社会」の実現を改革の基本コンセプトに、市町村が「住民に身近な圏域」（小学校区又は自治会単位などと例示）において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制や地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備に努めるよう社会福祉法などを改正しました。(社会福祉法第106条の3及び国指針。平成30年4月1日施行)
- 地域福祉計画は、こうしたまちづくりを進めるため、市民の主体的な参加のもとに、市民と行政の協働で地域の福祉を考え、21世紀の北見市の福祉ビジョンを明らかにするため策定されるものであり、自助、互助、共助、公助があいまって、支えあい、助けあう北見市としての仕組みづくりを目指すものです。

3. 計画の位置付け

●法的な位置付け

- ・社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けます。
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含します。
- ・再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づく、市町村における「地方再犯防止推進計画」を包含します。

※地域福祉計画に包含する個別計画については、他の項目との整合性を図るため、地域福祉計画上では、大きな方向性を示すのみとします。個別具体的な取り組みを計画として定めなければならない場合は、別途担当部署においてアクションプランなどを策定するなどその方針について検討を進めてもらいます。

●北見市まちづくり基本条例及び北見市総合計画との関係

- ・平成 22 年 12 月に制定された「まちづくり基本条例」は、まちづくりの最高規範と位置付けられており、市政運営における最上位の計画である「北見市総合計画」の策定を義務付けています。
- ・地域福祉計画は、「北見市総合計画」の分野別計画の一つとして位置付けられます。

●分野別個別計画との関係

- ・北見市は、既に高齢者・障がい者・児童などの個別計画を策定しており、それぞれの計画に沿った取り組みを進めています。そのため、高齢者、障がい者、児童、その他地域福祉に関連する各個別計画を横断的につなぎ、各計画を推進する上で共通して必要となる基本的な考え方を示すとともに、地域福祉に関する行政施策の大きな方向性を示す計画として位置付けます。
- ・また、国の計画策定ガイドライン等通知（平成 29 年 12 月 12 日付け厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」）において、他の計画と重なる部分については、その計画をもって地域福祉計画の一部とみなすことができるとされたことから、他計画と役割分担しながら、進行管理などにおける重複作業を減らすよう再整理します。

《主な関連計画と概要》

分野	北見市の計画名	根拠法と法定計画名	法律上の計画概要
高齢者	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 7 期）	◎老人福祉法第 20 条の 8(老人福祉計画)	老人福祉事業の見込量やその確保策などを定める サービス供給計画
		◎介護保険法第 117 条(介護保険事業計画)	介護サービスなど見込量やその確保策などを定める サービス供給計画
障がい者	障がい者計画（第 2 期）	障害者基本法第 11 条第 3 項（障害者計画）	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的なも

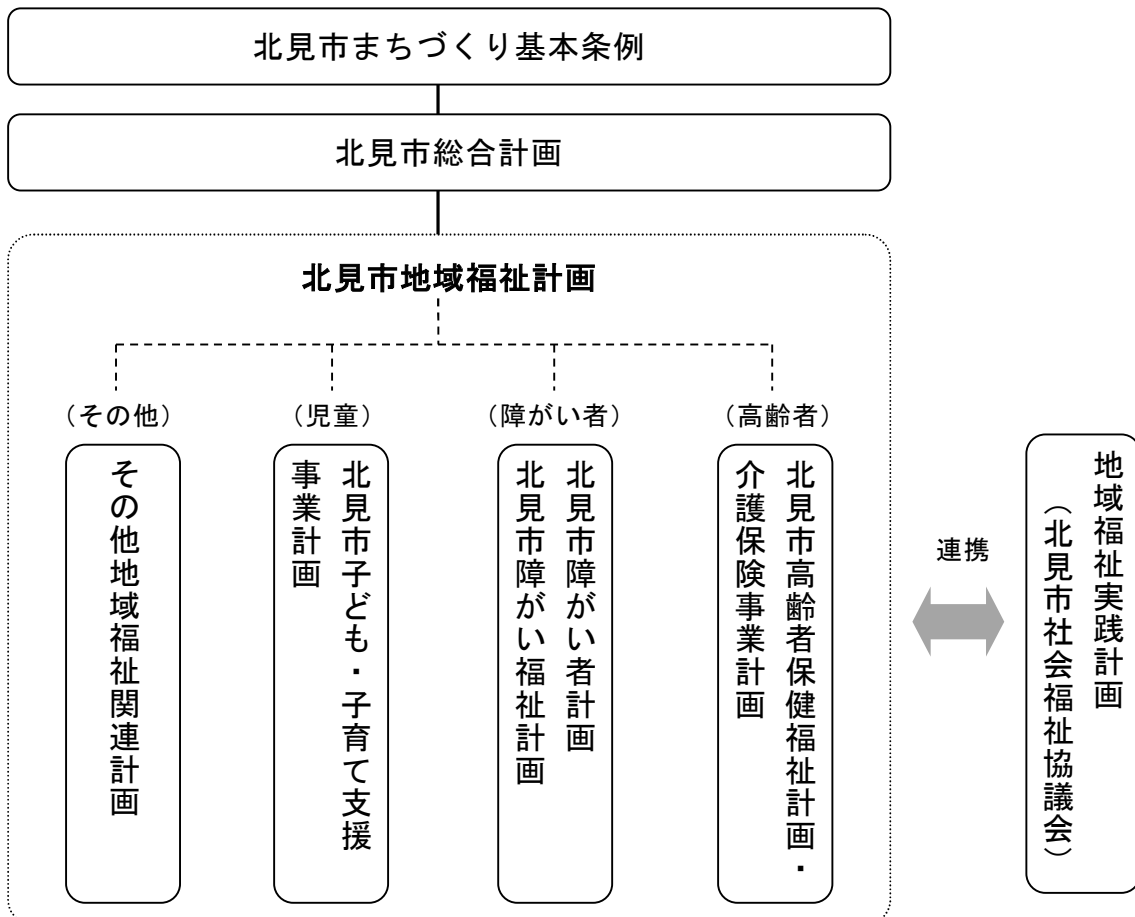
			のを定める 基本計画
	障がい福祉計画（第5期）	◎障害者総合支援法第 88 条（障害福祉計画）	障がい福祉サービスなどの見込量やその確保策などを定める サービス供給計画
		◎児童福祉法第 33 条の 20（障害児福祉計画）	障がい児の通所及び相談支援などの見込量やその確保策などを定める サービス供給計画
児童	子ども・子育て支援事業計画（第1期）	◎子ども・子育て支援法第 61 条（子ども・子育て支援事業計画）	保育や子ども・子育て支援事業などの見込量やその確保策などを定める サービス供給計画

※根拠法の前に◎があるものは、当該法律で地域福祉計画と調和を保つよう規定されている計画

●北見市社会福祉協議会の地域福祉実践計画との関係

- ・社会福祉協議会は、地域住民やボランティア団体などの参加と協働による地域福祉実践計画を策定し、民間の立場から地域福祉の充実を進めています。地域福祉計画と地域福祉実践計画は相互に重要な役割を果たすものであり、地域福祉実践計画との密接な連携を図ります。

《再整理後の他計画等との関係図》



4. 計画の概要

●「基本理念」について（現行計画の総論部分）

- ・計画の基本理念は、計画全体を貫く基本となる考え方であり、今後の福祉のまちづくりの方向性を示すものです。そのため、第4期計画においても第1期からの基本理念をそのまま引き継ぎます。

基本理念

ふれあって 支えあって 助けあって・・・
どんなときも みんなの笑顔が輝くまちをつくります

●「基本目標」以下について

- ・現行計画では、4つの基本目標に沿って12の基本施策を掲げ、基本施策に対応した27の推進施策、推進施策に対応した51の推進事業が盛り込まれています。
- ・社会福祉法第106条の3及び国指針により、「住民に身近な圏域」におけるコミュニティ施策の意味合いが強まったこと及び策定ガイドラインで既定の他計画と重複する部分は、他計画をもって地域福祉計画の一部と見なすことができるとされたことから、他計画と重複する部分は極力削除し、他計画に掲載されていないものなどを掲載するよう整理します。
- ・現行計画の目指すものとして「家庭や地域の中でその人らしい自立した生活が送れるよう、自助、互助、共助、公助があいまって、支えあい、助けあう北見市としての仕組みづくりを目指す。」とされていることから、自助、互助、共助の維持・発展のために行政及び社協等がどのような施策を展開していくのかという形で基本目標を以下のとおり整理します。

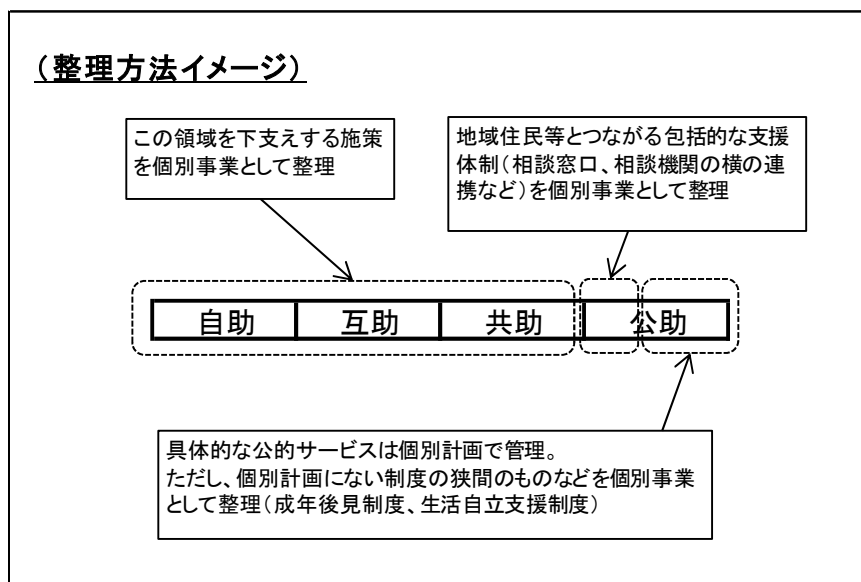
基本目標

- 基本目標Ⅰ 自助へつなげる土台づくり
- 基本目標Ⅱ 互助へつなげる環境づくり
- 基本目標Ⅲ 共助へつなげる地域づくり
- 基本目標Ⅳ 公助につなげる基盤づくり

- ・基本目標にぶらさがる基本施策については、第3期までの基本施策等や第4期策定の方向性、現行の実施事業などを勘案し、具体的な事業の大きな方向性として以下のとおり整理します。

- ・第4期からは、基本施策に対応する推進施策や推進事業などは掲載せず、現在実施している具体的事業を掲載するなどし、基本施策の方向性がより分かりやすくなるよう整理します。

基本目標Ⅰ 自助へつなげる土台づくり
①誰もが健康で生きがいを持って暮らせるような施策を展開します。
②誰もが社会参加できるような施策を展開します。
基本目標Ⅱ 互助へつなげる環境づくり
①市民の福祉意識を醸成するような施策を展開します。
②ボランティアの担い手を育成・支援する施策を展開します。
基本目標Ⅲ 共助へつなげる地域づくり
①地域活動団体の運営・活動を財政面から支援します。
②地域活動団体の運営・活動を財政面以外の側面から支援します。
③地域活動団体等の活動場所の確保を図ります。
基本目標Ⅳ 公助につなげる基盤づくり
①公的サービスを必要とする方へより分かりやすい情報提供・発信に努めます。
②公的サービスを必要とする方の相談窓口の整備を進めます。
③複雑化する課題に対応するため関係機関と連携した支援体制の整備を進めます。
④公的サービスの充実に努めます。



5. 計画策定に向けた具体的な取り組み

(1) 策定体制について

- 地域福祉計画は行政計画であることから、行政内部において、福祉、子育て、市民活動など関連部門の担当者と組織される「北見市保健福祉施策推進委員会：地域福祉部会」において、計画素案等の検討を進めます。
- 計画策定に当たっては「北見市社会福祉審議会」（社会福祉に関する市長の諮問機関）へ諮問し意見をいただきながら、計画案を答申していただきます。また、計画案は議会（所管常任委員会）へ報告し、意見をいただきます。
- 地域福祉実践計画との連携を確保するため、市と社会福祉協議会は相互に連絡を取りながら事務を進めます。

(2) 策定スケジュールについて（別添資料参照）

- 令和3年3月までにすべての作業を了し、公表します。
- 具体的な作業スケジュール及び計画策定の手法については、行政でたたき台を示したうえで、社会福祉審議会の中で検討していただきます。

6. 計画の推進体制

- 計画の進行管理については、全市的に行っている事務事業評価と重複する部分があることから、事務事業評価などの既存の制度を活用するなど事務負担の軽減を図ります。